

高松市監査委員告示第13号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年5月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和4年5月31日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H30.1.31	第4号	意見【重点】	標準処理期間の設定について	P 18	消防局	予防課	R4.4.22
2	R3	R4.2.28	第3号	指摘【重点】	法定外公共物（農道及び水路）に係る占用料の減免について	P 4	創造都市推進局	土地改良課	R4.4.20
3							都市整備局	道路管理課 河港課（水路対策調整室）	R4.4.15

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」、「令和3年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものを。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

《参考》令和3年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和3年度の重点取組事項

受益者負担の適正化について

市が提供する行政サービスについては、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定する必要があり、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を、より一層進める必要がある。

そこで、利用者の負担額、減免等の基準が合理的で明確であるか、徴収は適正に行われているかなど、受益者負担の適正化の観点から監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／消防局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	標準処理期間の設定について		
意見の内容	許認可事務について、標準処理期間を定めることを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P18		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/teiki.files/300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年4月22日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	本件意見については、令和4年4月1日付で、「高松市消防局許認可等事務の標準処理期間に関する要綱」を制定し、許認可等事務の標準処理期間を定めるとともに、処理機関の窓口における備付けにより公表し、同要綱に従って適正な事務処理手続を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和4年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	法定外公共物（農道及び水路）に係る占用料の減免について		
指摘の内容	法定外公共物を所管する、土地改良課、道路管理課及び河港課水路対策調整室において、占用料の取扱いに係る減免規定を、実態に則したものに見直されたい。		
公表文該当 ページ	P4		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年4月20日
所管課等	創造都市推進局 土地改良課
措置結果	本件指摘事項については、令和4年4月1日付けで、「法定外公共物に係る占用料の取扱いについて」を一部改正し、占用料を徴収しない物件を改めたことにより、実態に則した減免規定になるよう見直しを行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和4年2月28日
区分	指摘 【重点】		
指摘の項目	法定外公共物（農道及び水路）に係る占用料の減免について		
指摘の内容	法定外公共物を所管する、土地改良課、道路管理課及び河港課水路対策調整室において、占用料の取扱いに係る減免規定を、実態に則したものに見直されたい。		
公表文該当 ページ	P4		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年4月15日
所管課等	都市整備局 道路管理課・河港課水路対策調整室
措置結果	本件指摘事項については、令和4年4月1日付けで、「法定外公共物に係る占用料の取扱いについて」を一部改正し、占用料を徴収しない物件を改めたことにより、実態に則した減免規定になるよう見直しを行った。